キキタビプロモーション等業務委託仕様書

1 目的

今年度実施する宮崎県の各地を神話に基づいて巡る旅であるキキタビについて、神社やパワースポット巡り、御朱印に興味のあるターゲットへプロモーションするため、訴求力の高い媒体を活用した広報を行うとともに、ノベルティの制作等を通じてキキタビへの参加や県内周遊を促進する業務を委託するもの。

2 委託事業名

キキタビプロモーション等業務

3 キキタビの概要

キキタビとは、「神話のふるさと みやざき」を体感できる宮崎県の各地を神話に基づいて巡る旅であり、神話を切り口とした観光誘客に取り組むもの。

参画する神社を訪れた方へキキタビ記念御朱印が授与されるキキタビキャンペーン期間中に、本業務で制作するノベルティを活用し、旅行会社及び宿泊施設が企画する「キキタビプラン」及び本業務を含むプロモーション等で誘客・周遊促進を図るもの。

今年度のキキタビキャンペーン期間は下記のとおり。

令和5年10月1日(日)から令和6年3月24日(日)まで(予定)

4 委託期間

契約の締結日から令和6年3月29日(金)まで

5 委託業務の範囲

- (1) プロモーション
 - ① 次の内容を盛り込み、具体的な手法を提案すること。
 - ・キキタビの認知拡大のための情報発信及び実際の誘客に繋がるプロモーションを展開すること。
 - ・プロモーションにおいては、本県の強みである神話に基づく各スポットや周遊ルート等をより訴求するため、費用対効果や話題性の高い多種多様な媒体(YoutubeやSNS、雑誌媒体等)の活用や、キキタビと親和性の高い企業媒体等と連携したプロモーション企画を積極的に提案し、露出頻度の高いものとすること。
 - ・各種媒体等でのプロモーションを委託費用の範囲内で実施すること。
 - キキタビのイメージを損なわないプロモーションを行うこと。
- (2) ノベルティの制作
 - ・ターゲットへ訴求力が高く、キキタビプランに参加したくなるような魅力的なノベルティを制作すること。

- ・制作業務には、デザイン、校正、納品、発送、工程管理、電子データ制作等、ノベルティの制作において必要となる全ての業務を含む。
- ・デザインの校正は、最低2回以上とする。
- ・内容等については、県と事前に協議の上決定することとする。
- 制作数は以下のとおりとする。ノベルティ: 1,000個
- (3) デジタル技術を活用した県内周遊促進企画の実施
 - ・県内各地の神話にまつわるスポット等の周遊を促進する企画を実施すること。
 - ・周遊促進企画の実施に当たっては、デジタル技術を活用した内容とすること。

6 業務委託に関する経費の管理等

(1)委託料に含む経費について

次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を 得たものについては、この限りでない。

- ① 備品購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課(消費税及び地方消費税を除く。)
- (2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
 - ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

- (2) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は 受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品につ いて、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を 侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害し ていた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担

で対応するものとする。

④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の 上処理することとする。

8 成果品の提出

(1) 制作物

指定の個数を納品すること。納品場所は以下のとおりとする。

• 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課

(2) 電子データ

本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ(JPEG 形式)について納品すること。なお、納品場所は宮崎県観光推進課とする。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4)業務内容の詳細については、新型コロナウイルス等の状況により、変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7)業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。